



## 「横浜市立南本宿小学校いじめ防止基本方針」

南本小の子 ともに明日をつくる子 楽しみ学び続ける子

～自分も友達も大切にし、互いを認め合う学校を目指して～



平成26年3月31日 策定  
〔 令和6年3月18日 改訂 〕

# 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

## 【いじめの定義】～いじめ防止対策推進法より～

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）」で、その行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいいます。

## 【いじめを防止するための基本理念】

本校は、豊かな自然環境に恵まれ、地域力の高い学区にあります。地域行事には多くの住民が進んで参加し、PTA活動への理解や学校運営協議会、自治会などの協力体制も強固です。児童は地域の様々な見守りの中で、安全に安心して生活しています。また、本校の特色ある「教育水田活動」は地元住民（水田指導者）のご指導のもと、地域と学校と家庭とが協力して活動を行い、児童の豊かな心の育成を目指しています。

校内では、ここ数年間の取組で児童の自己肯定感は向上している一方、コミュニケーションが十分でないためのトラブルが起きやすくなっています。人の気持ちを想像することが苦手で、相手を傷付ける言動を気付かないうちにとることが大きな原因の一つです。このような状況で生じるトラブルが容易に深刻な事態（いじめ）に至ってしまわないような、豊かなコミュニケーションによる土壌作りが必要です。「いじめはどこの学校、学級でも起こりえる」ということを学校、家庭、地域で確認し合い、「いじめを見逃さない」「いじめ・暴力は決してしてはいけない」「社会で許されないことは学校でも許されない」という共通認識を互いにもち、さらに連携を強め、一体となって組織的に対応します。

学校では、第一にいじめの未然防止に取り組みます。基礎学力の定着を図り、体験的活動の充実を通して、学校生活を楽しめるようにします。南本スタンダードの改善やユニバーサルデザインの視点を取り入れて、誰もが安心・安全に生活できるようにします。また、全校児童が集まる機会を利用し「一人一人を大切に作る学校」「いじめを許さない学校」であることを伝え、全職員が同じスタンスで教育活動に臨みます。他者との違いやよさを認め合える場面を意図的に作り、教育活動全体を通して、更に自己肯定感や自己有用感を養い、いじめを防止する学校風土を醸成していきます。



# 2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

## ① 委員会の構成員

- ・校長、副校長、教務主任、ブロック主任、児童支援専任、特別支援コーディネーター、養護教諭  
→必要に応じて、外部諸機関と連携し、心理・福祉等の専門家の参加を求めます。

## ② 委員会の運営

- ・月1回の「学校いじめ防止対策委員会」を開催し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けて、組織的に取り組みます。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに「臨時学校いじめ防止対策委員会」を開催し、担任や一部の教職員で抱えることなく委員会に報告します。
- ・校長等の責任者は学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し進捗の管理を行います。

## ③ 委員会の活動内容

- ・「学校いじめ防止対策委員会」は、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割を担います。いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けて、定期的に情報の収集、発信、記録、対応に取り組みます。

【未然防止】⇒いじめが起きにくい、いじめを許さない環境作り、及び活動内容の周知。

【早期発見・事案対処】⇒いじめの相談窓口の設置と情報収集、情報共有、いじめの認知、対応の検討。

【取組の検証】⇒「学校いじめ防止対策基本方針」に基づく年間計画の作成、実行、修正、検証。

### 3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

#### ① いじめの未然防止

未然防止を第一として取り組みます。「豊かな心の育成」推進プラン、人権教育、特別支援教育、道徳教育、特別活動等、学校教育活動全体を貫く包括的なプログラムに基づいて、いじめに向かわない学校風土をつくります。また、いのちの学習を通して、自分や周りの人の、心も体も大切にできる子を育てます。

- 学校生活での基本的な約束事を定めた南本スタンダードを通して、規範意識を育みます。
- 重点研究を中心に、学びの基礎・基本の定着を図り、児童自らが問題解決する力を育み、夢中になって生き生きと学習に取り組む姿を目指します。
- 授業や行事の中で、どの児童も落ち着ける場所「居場所づくり」を進めたり、子ども同士の「絆づくり」や「認め合い」を促したりすることで「自己肯定感」を高めます。また、意図的計画的に、係活動や委員会活動、学校行事の代表などの役割を与え、活躍の場を作ることで「自己有用感」も高めます。児童のよい姿やがんばっている姿勢を、学校内でも家庭内でもしっかりと認めていくことを大切にします。
- 「子どもの社会的スキル横浜プログラム（Y-P）」を活用し、自分自身や仲間との良好な関係や集団への積極的なかわりを創り出すために、自己の意思決定や、人間関係調整能力、質問する力や聴く力などの対人スキル、他者への共感能力などのスキル獲得を目指します。

#### ② いじめの早期発見

教職員は、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保ちます。日常的に児童の様子について情報共有を推進し、教職員の組織的な見守り体制をとります。

- 児童理解やいじめの定義理解を含む、教職員研修やいじめを見逃さない職員の体制作りを充実させます。
- 年2回のY-Pアンケート、いじめアンケートの実施と結果に基づいた「こども面談」の確実な実施により、いじめの実態把握をします。保護者との個人面談や、連絡帳等での丁寧なやり取りを心掛け、情報共有に努めます。
- 情報モラルに関する児童の意識向上、保護者への啓発に努め、児童と保護者が一緒に学ぶ機会を充実させます。

#### ③ いじめに対する措置

いじめの疑いがあった段階で、組織的に迅速に対応します。被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導をします。被害児童及び保護者の心に寄り添った支援、加害児童及び保護者に対しては再発防止に向けた指導・支援を継続的に行います。いじめが犯罪行為に当たると認められる場合や、重大事態に該当される場合などは、直ちに教育委員会に報告、警察・児童相談所に通報するとともに、関係機関・専門機関と連携して対応します。

- 学校いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針の決定、記録。
- 被害児童・加害児童、その他関係児童への聞き取りによる事実の確認と指導。保護者への連絡。

#### ④ いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

【1】いじめの行為が少なくとも3カ月（目安）止んでいること

【2】いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

以上の2点について、児童及び保護者への聞き取りにより確認ができた場合にのみ、いじめが解消したと委員会で認知します。解消している状態にあっても見守りを続け、再発防止に努めます。

#### ⑤ 教職員等への研修

いじめ防止対策委員会の年間計画を基に児童理解研修、いじめ防止及び危機対応研修などを企画し実施します。

#### ⑥ 学校運営協議会等の活用

日頃から児童の様子や学校としての課題を保護者、地域等と共有し、安心・安全な学校を目指し、連携・協働します。具体的には、学校運営協議会〔年4回〕、PTA 役員会〔毎月〕で定期的に情報共有を行うと共に、毎日の登下校指導に当たっている学援隊や校外役員からも情報提供をお願いします。また、学校運営協議会においては、学校いじめ防止基本方針の改訂や学校評価の観点からも協力を仰ぎ、組織や取り組みの見直しを行います。

## ⑦いじめ防止に向けた取り組みの年間計画



月	取り組み内容	
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の引き継ぎ（引継ぎシート・個別の指導計画の活用）</li> <li>・児童の実態把握・情報収集（各学級・学年・全校）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校いじめ防止基本方針の配付</li> <li>・地域訪問</li> <li>・学級懇談会①</li> <li>・「ケイタイ安全教室」（3～6年児童対象/土曜参観）</li> <li>・学校説明会</li> <li>・横浜こども会議ブロック会議（6年）</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内いじめアンケート（記名式）①</li> <li>・特別支援教育委員会【配慮児童の共通理解】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・希望制個人面談</li> <li>・こども面談①</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校運営協議会①</li> <li>・Y-Pアンケート①</li> </ul>	
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童指導研修【児童支援・指導概要、特別支援教育概要】</li> </ul>	
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童指導研修【危機管理演習】</li> <li>・特別支援教育研修【配慮を要する児童への対応】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜こども会議（6年）</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校運営協議会②</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人面談①</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権研修【概要】</li> </ul>	
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Y-Pアンケート②</li> </ul>	
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内いじめアンケート（無記名式）②</li> <li>・いじめ解決一斉キャンペーン集約</li> <li>・学校運営協議会③</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権週間</li> <li>・こども面談②⇒個人面談②</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童指導研修【概要の振り返り、見直し】</li> </ul>	
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校運営協議会④</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級懇談会②</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次年度に向けての引き継ぎ資料の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯教室（6年）</li> </ul>
通年	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎打合せ〔週1回〕→児童について情報共有・児童指導関連の情報提供</li> <li>◎学校いじめ防止対策委員会〔月1回〕→児童の実態把握⇒いじめの有無の確認。対応の協議。</li> </ul>	

## 4 重大事態への対処

### 【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされています。

### 【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告します。

## 5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行います（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じます。